



新潟都心部自転車通行ルール啓発対策調査結果



■目的

- 新潟国道事務所では、新潟市内で自転車利用者の多い地区の1つである白山・関屋地区を対象に、自転車のルールやマナーを守ってもらうために対策を試しました。
- また、今回の対策にあわせ、自転車走行実態調査やアンケート調査を実施し、対策の効果をとりまとめました。この結果を今後のよりよい自転車走行環境の実現に活かしていきます。

■これまでの経緯

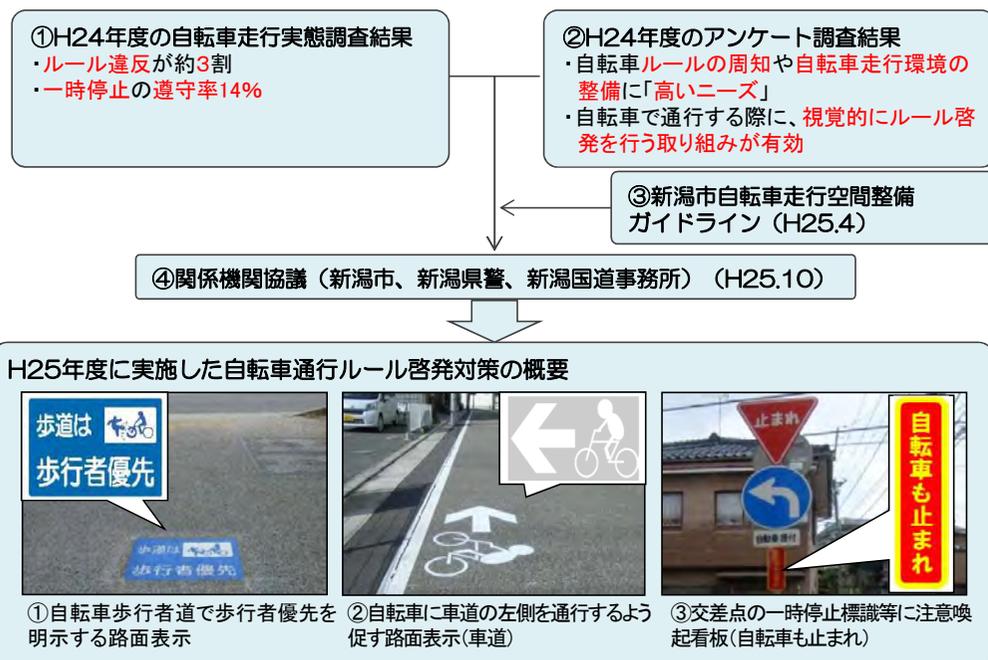
【平成24年度】

- 白山・関屋地区の**自転車走行実態調査を実施**(現地ビデオ撮影により、通行量と通行ルール遵守率を計測)
- 対象地区にある5高校(新潟高校、新潟中央高校、新潟商業高校、新潟青陵高校、新潟第一高校)の1年生と先生を対象に、自転車の利用状況や通行ルールに対する意識について、**アンケート調査を実施**
- 対象地区で自転車利用の多い区間や危険な区間を抽出し、今後優先すべき対策を整理

【平成25年度】

- 関係機関(新潟市、新潟県警、新潟国道事務所)で自転車ルール啓発対策のメニューを協議
- 対策の実施
- 自転車走行実態調査の実施**及び、実施対象地区にある5高校の2年生と先生を対象に、自転車の通行ルールに対する意識の変化や対策の効果、今後有効な対策などについて、**アンケート調査を実施**
- 対策効果や有効な対策メニュー、今後の課題を整理

■自転車通行ルール啓発対策の流れ



■対策箇所選定の考え方



■アンケート調査の概要

アンケート調査内容	H24年度		H25年度	
	生徒	先生	生徒	先生
利用交通手段(自転車、徒歩など)	○		○	
自転車の利用頻度	○			
通学経路(マップに記載)	○			
危険又は危険と思われる場所(マップに記載)	○	○		
交通安全教室受講の有無	○		○	
警察官や交通指導員からの注意や指導の有無	○			
自転車交通違反での罰金があることの認知度	○			
自転車ルールの認知度・実行度(ルールを知っているか?守っているか?)	○		○	
自転車ルールを守れない理由	○			
優先すべき対策	○	○	○	○
重要だと思われる取り組み		○		
自転車の分類(1.自動車の仲間 2.歩行者の仲間)			○	
啓発対策の効果			○	○
生徒の自転車の通行ルールやマナーの改善度				○
今後、有効な取り組み				○

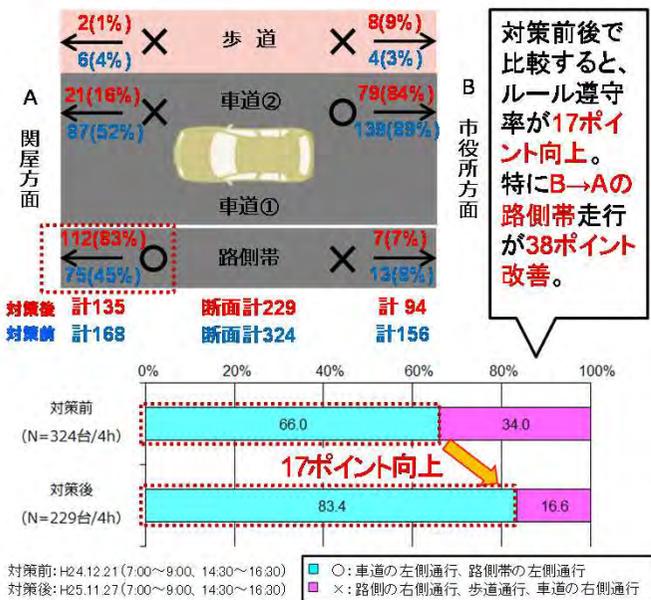


新潟都心部自転車通行ルール啓発対策調査結果



① 自転車走行実態調査結果: 対策前後*の走行実態の比較

(1) 学校町通り



幅員が狭いため、自動車と自転車の安全に配慮し、**千鳥配置**とした

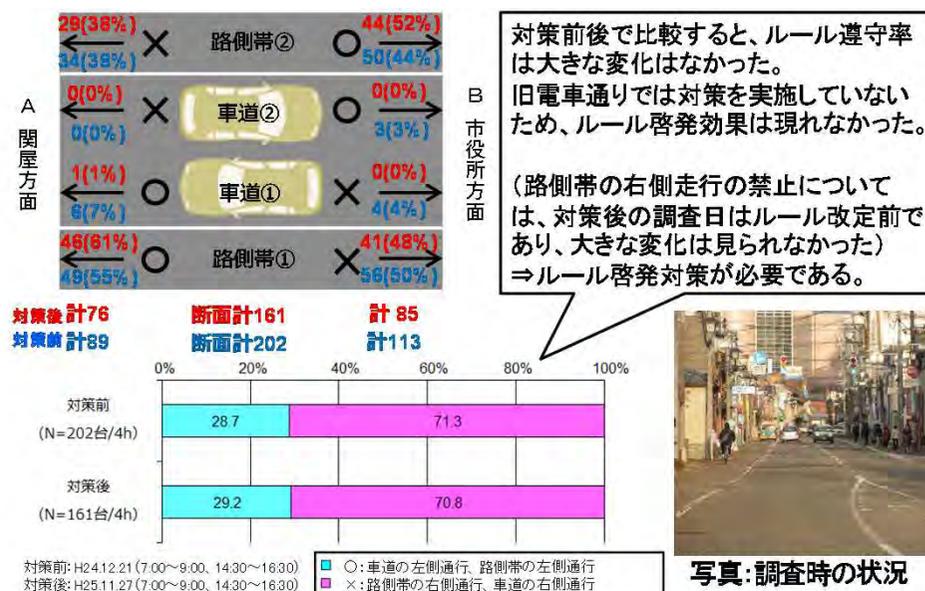


写真: 路面表示(車道①側)



写真: 調査時の状況

(3) 旧電車通り



(2) 国道116号

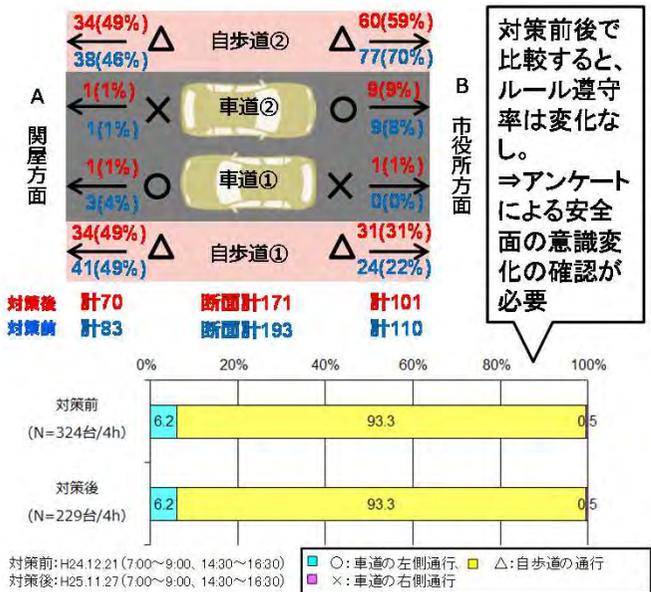


写真: 路面表示(自歩道①側)



写真: 調査時の状況

(4) 関屋本村交差点

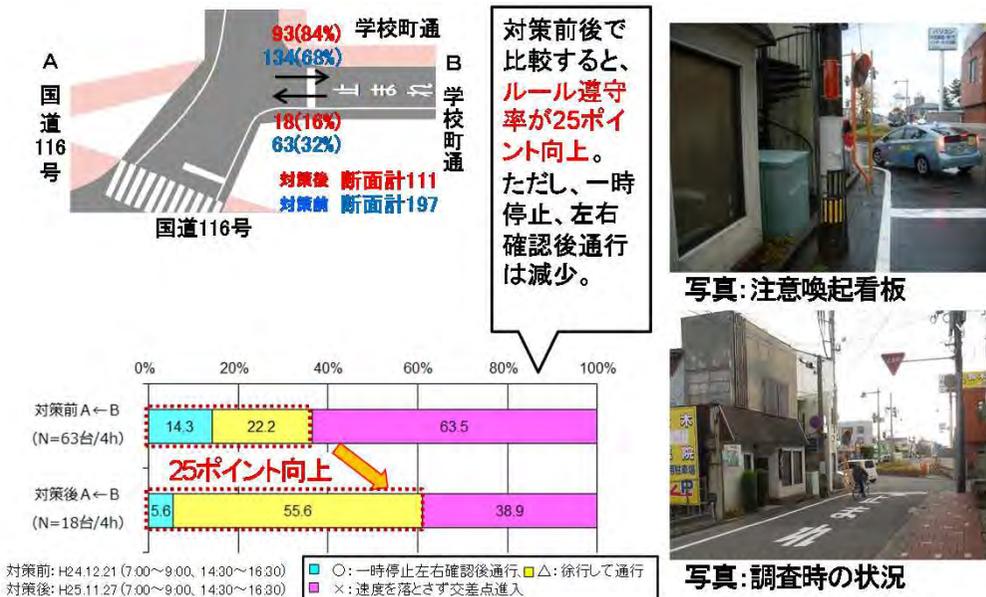


写真: 調査時の状況



写真: 注意喚起看板



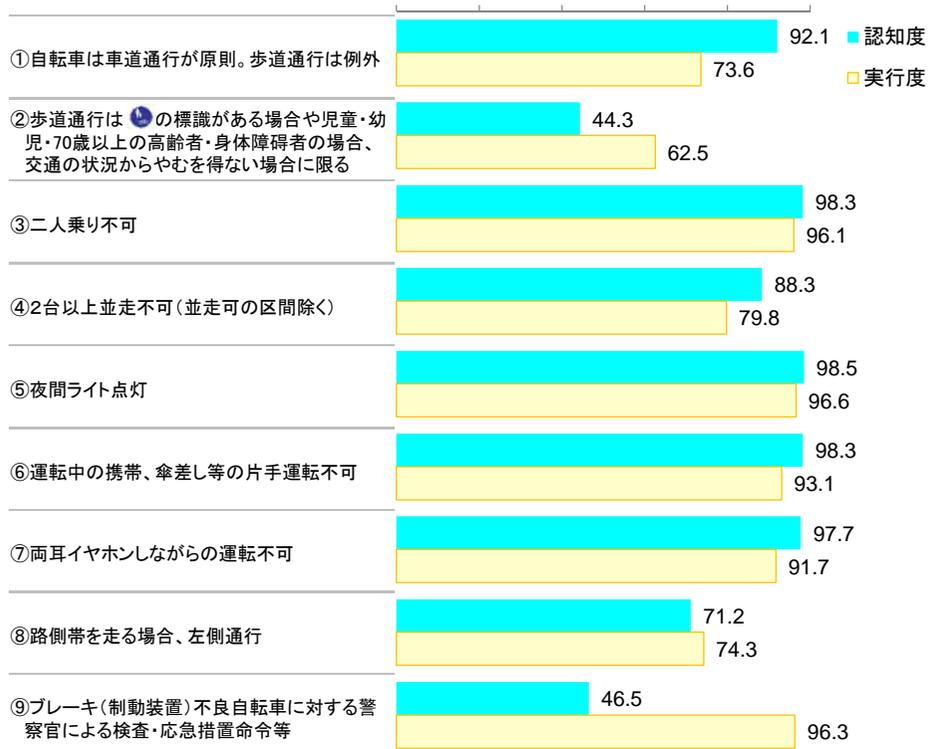
写真: 調査時の状況



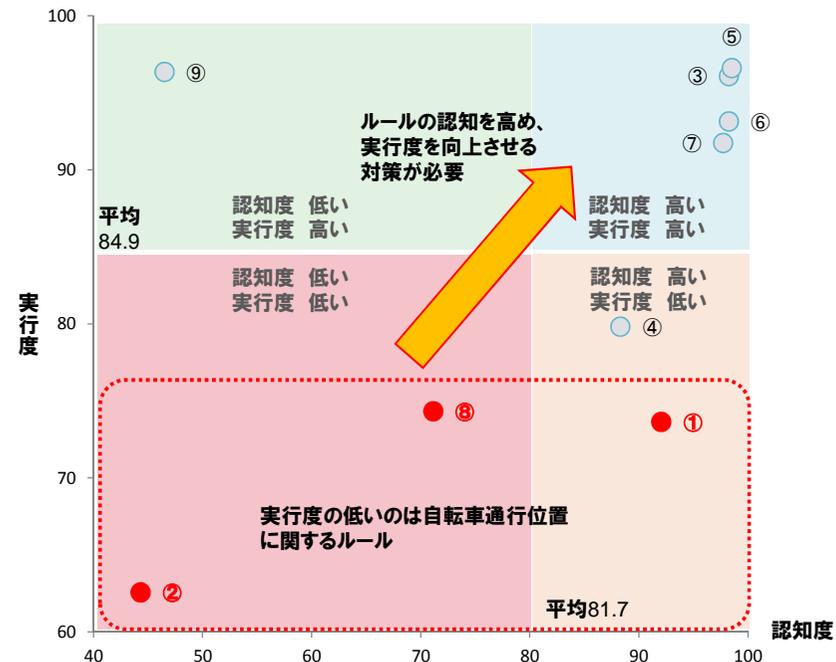
②アンケート調査結果：自転車通行ルール知ってますか？守っていますか？

●通行ルールの認知度と実行度

・「自転車は車道通行が原則。歩道通行は例外」や「路側帯の左側通行」など自転車の通行位置に関するルールが実行度の低い結果でした。



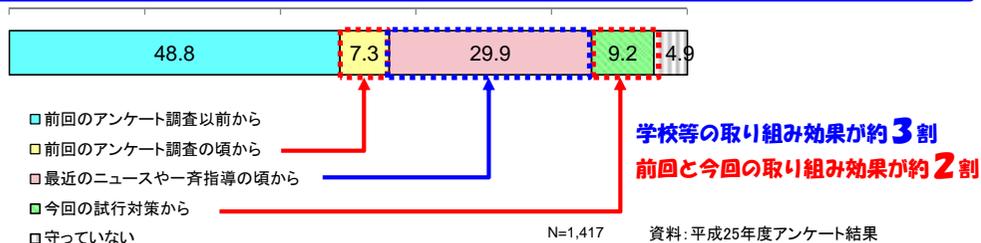
『認知度』と『実行度』のグラフに変換



評価	自転車の通行ルール
認知度 高い 実行度 高い	③二人乗り不可 ⑤夜間ライト点灯 ⑥運転中の携帯、傘差し等の片手運転不可 ⑦両耳イヤホンしながらの運転不可
認知度 低い 実行度 高い	⑨ブレーキ(制動装置)不良自転車に対する警察官による検査・応急措置命令等
認知度 高い 実行度 低い	④2台以上並走不可(並走可の区間除く) ①自転車は車道通行が原則。歩道通行は例外
認知度 低い 実行度 低い	②歩道通行は ④の標識がある場合や児童・幼児・70歳以上の高齢者・身体障害者の場合、交通の状況からやむを得ない場合に限り ⑧路側帯を走る場合、左側通行

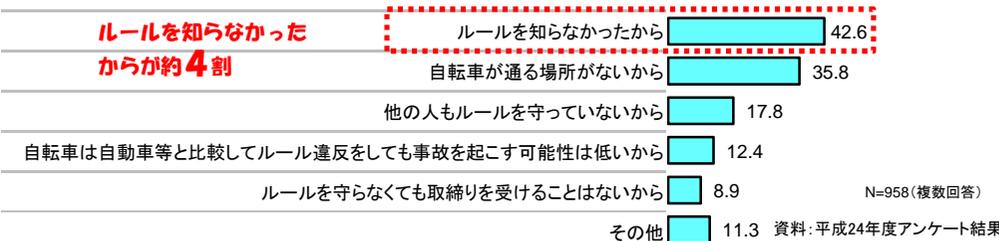
●いつから守るようになりましたか？

・学校の一斉指導や一連の取組みにより約半数がルールを守るようになりました。



●守れない理由は？

・「ルールを知らなかった」や「自転車が通る場所がないから」がルールを守れない主な理由でした。



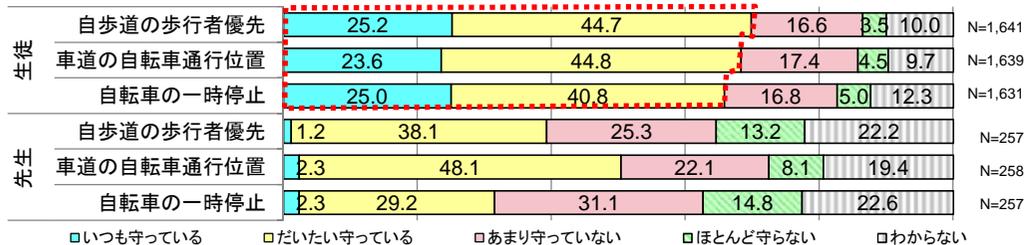


③アンケート調査結果：自転車通行ルール啓発対策の効果

・生徒の視点では、今回の啓発対策で通行ルールやマナーを守るようになった、意識するようになったと回答した人が多いです。
 ・安全性が向上した主な理由では、『歩行者との接触の危険性が減った』や『一時停止を守った』という意見が多く、向上しないという理由では、『歩行者との接触の危険性が減らない』や『逆走が減らない』、『看板に気がつかない』という意見が多かったです。今後もこのような啓発対策が必要という声が多いです。

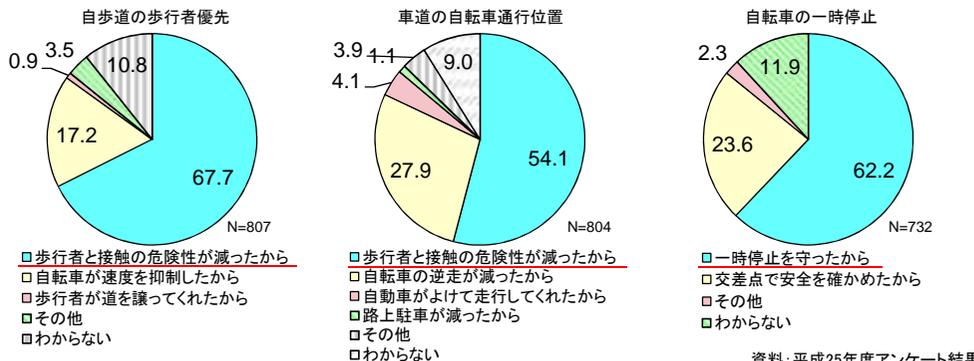
●今回の対策箇所について、自転車利用者は通行ルールやマナーを守っていると思いますか？

生徒の約7割がルールやマナーを守るようになったと回答



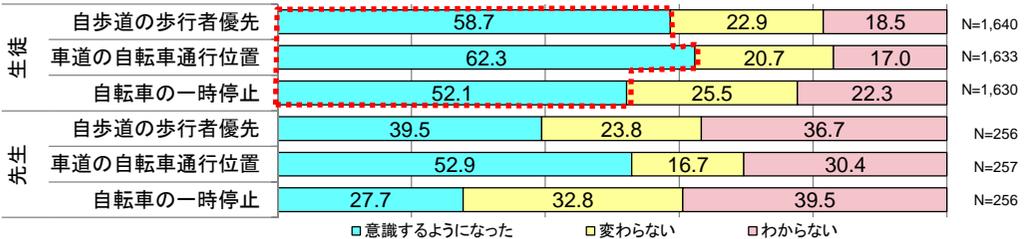
資料：平成25年度アンケート結果

●なぜ安全性は向上したと思いますか？（生徒）



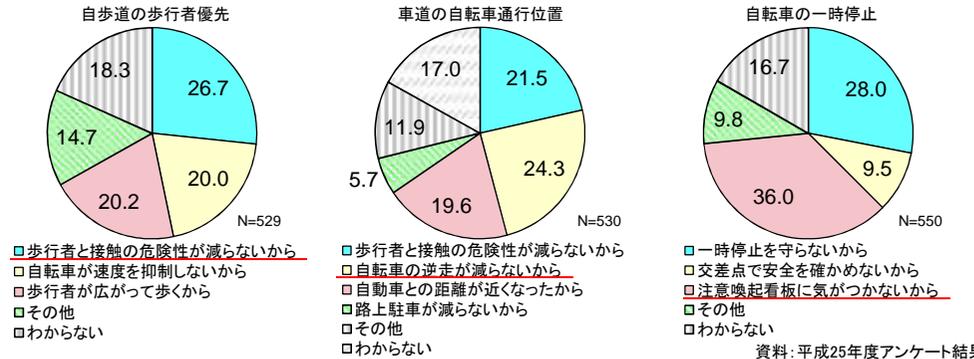
●今回の対策で自転車利用者は通行ルールやマナーを意識するようになったと思いますか？

生徒の約5～6割が意識するようになったと回答



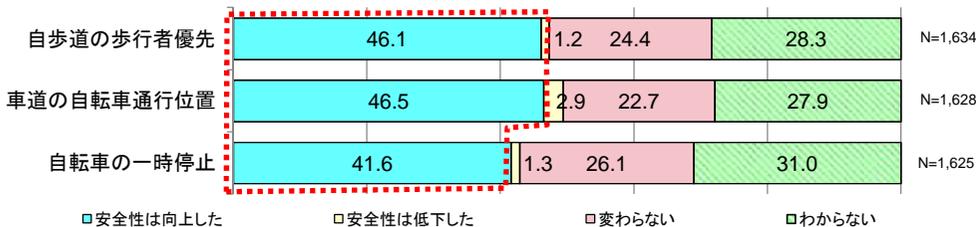
資料：平成25年度アンケート結果

●なぜ安全性は向上しないと思いますか？（生徒）



●この対策で歩行者や自転車の安全性は向上したと思いますか？（生徒）

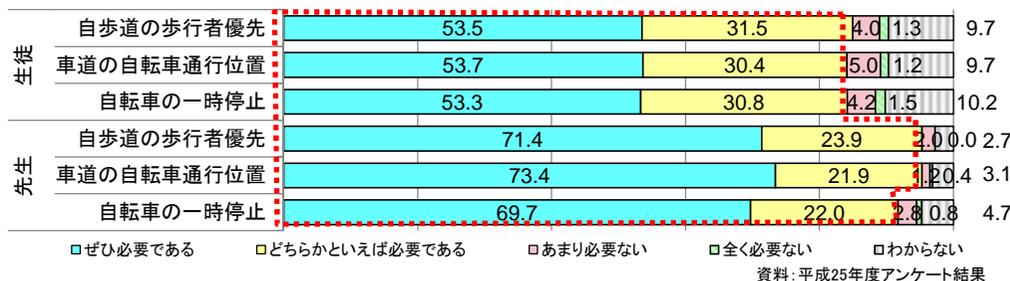
生徒の約4～5割が安全性は向上したと回答



資料：平成25年度アンケート結果

●今後もこのような対策は必要ですか？

必要という回答が生徒で約8割、先生で約9割



資料：平成25年度アンケート結果



新潟都心部自転車通行ルール啓発対策調査結果



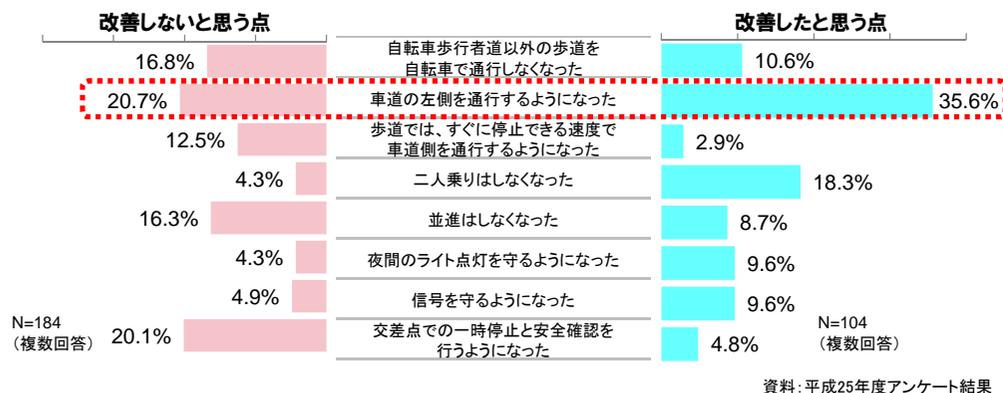
④アンケート調査結果:先生の意見

●昨年度に比べて、生徒の自転車の通行ルールやマナーは改善しましたか？

・先生方の約2割は昨年度よりルールやマナーの改善が見られると感じています。具体的には、車道の左側を通行するようになったと感じる先生方がいる一方で、まだ左側通行できていないと感じる先生方も多いようです。



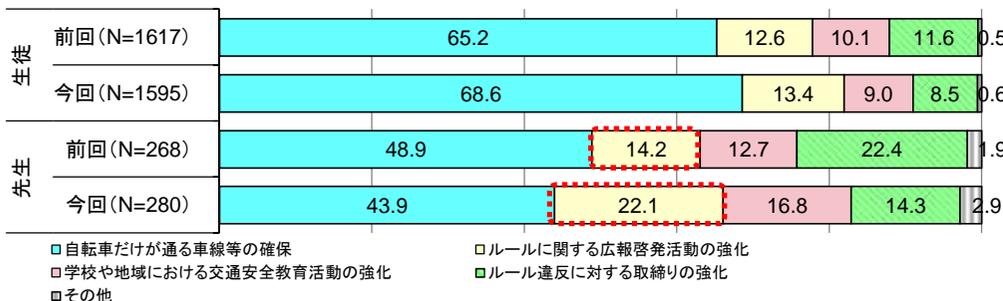
車道の左側通行は、改善したという意見と改善しないという意見ともに多い結果となっています。



●今後、最も優先すべき対策は何だと思いますか？

・生徒も先生も自転車だけが通る車線の確保が最優先という回答が多いです。また、先生方が広報啓発活動の有効性を認識し始めているようです。

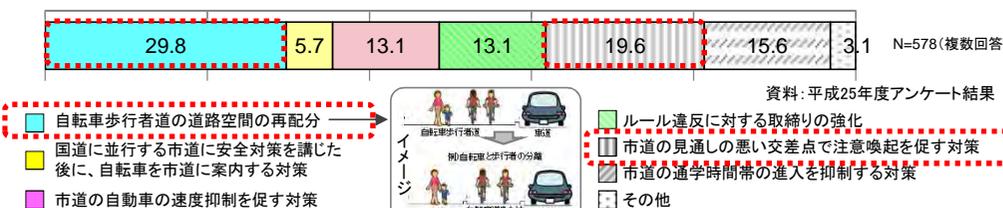
先生方の「広報啓発活動の強化」が前回と今回で割合が大きく増加しています。⇒広報啓発活動の有効性を認識し始めていると思われます。



●学校町通り付近の更なる安全面の取り組みとしてどれが有効だと思いますか？

・学校町通り付近の更なる対策は、『道路空間の再配分』や『見通しの悪い交差点での注意喚起を促す対策』という意見が多いです。

道路空間の再配分や見通しの悪い交差点で注意喚起を促す対策を求める意見が多くなっています。



⑤アンケート調査結果:主な自由意見(生徒・先生)

資料: 平成25年度アンケート結果

<自歩道で歩行者優先を明示する路面表示>

- ・歩行者優先というけれど、自転車と歩行者と一緒に通っていい通路で歩行者が道いっぱいに広がって自転車が通れない。(生徒)
- ・字が小さい。自転車に乗っている人にも読みやすい工夫が必要。(生徒)
- ・マスメディアを通じてのPRが必要。せっかくやっても周知されていない。(先生)

<車道の左側を通行するよう促す路面表示>

- ・左側通行を守ってくれる人が増えた。注意するようになった。(生徒)
- ・路側帯が狭く、自動車にぶつかりそう。(生徒)
- ・白線の内側を走るのか外側を走るのか明確でない。(先生)

<注意喚起看板(自転車も止まれ)>

- ・看板に気づかない。字が小さい。標識の色が見づらい。(生徒)
- ・路面標示に比べ気づかなかった。(先生)
- ・自転車も…は文よりマークなどが良いのでは。(先生)

<生徒の自転車の交通マナーの変化(先生)>

- ・左側通行を心がけるようになった。全般的に交通マナーに対して意識が高くなった。一部ではあるが矢印の路面表示がついてからその側を通行する人が増えたように感じる。

<自転車のルールやマナー、対策について(先生)>

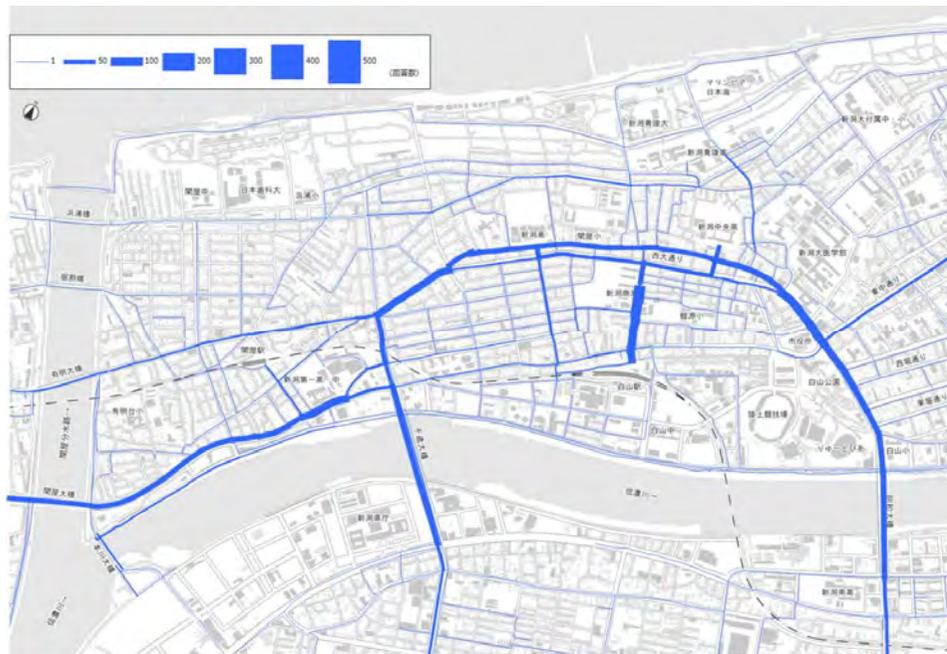
- ・自転車は歩いていても車を運転していても危険と感じる場面が多々あるので自転車専用道路(通行帯)の整備が急務。
- ・時間帯の制限を設けたり、自転車はもちろんのこと、歩行者、自動車にも速度を減速させるなど、全体で取り組んでいくことが必要かと思えます。
- ・新商協の市場のある通り、緑の歩道帯となっていますが、路上駐車等でふさがれている部分も多い。道の幅が限られているが、車が入れないようにしない限り、危険は減らない。
- ・自転車が都合のよいときに歩行者側になったり車側になったりする。車道を走っていて、急に横断歩道を渡るとか。車のルールだけでは予測できない動きをする。でも、左側通行を守るなら、かなり危険は減ると思う。
- ・交通安全講話の中で、具体的かつわかりやすい説明をしていただくとありがたい。
- ・高校生だけでなく一般の人にももっと徹底してルールを守らせる方法を取るべきである。



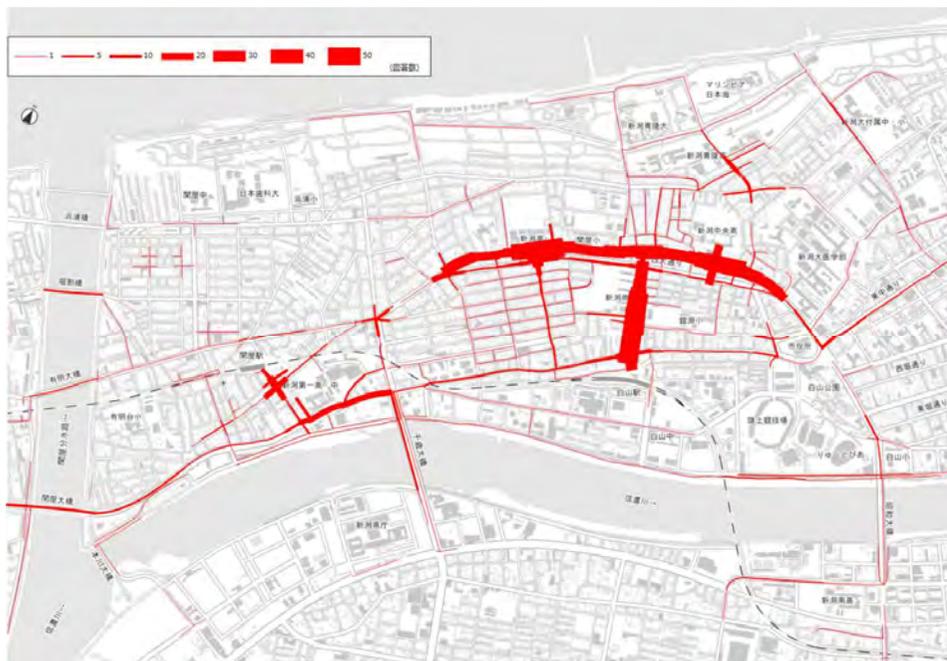
新潟都心部自転車通行ルール啓発対策調査結果



■参考 通学経路：通学手段が自転車（平成24年度アンケート調査結果）



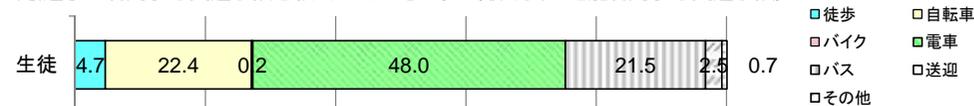
■参考 危険な場所：生徒と先生の合計値（平成24年度アンケート調査結果）



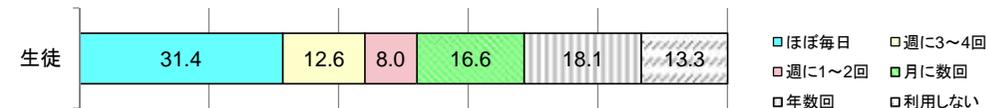
■参考 平成24年度アンケート調査の概要および属性結果

- 調査時期：平成25年2月
- 回答者数：生徒1702名、先生288名、合計1990名

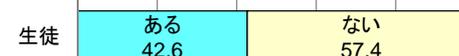
問.通学で利用する交通手段を教えてください。（最も長い距離利用する交通手段）



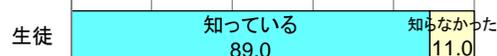
問.どれくらいの頻度で自転車を利用しますか？



問.今までに、自転車の交通ルールや乗り方などの交通安全教室等を受けたことがありますか？



問.自転車利用者であっても、交通違反で罰金が科せられる場合があることを知っていますか？



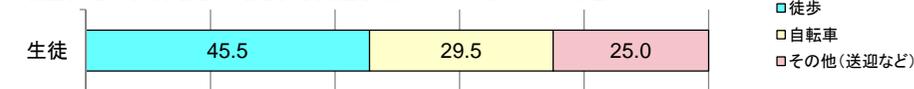
問.警察官や交通指導員などから、あなたの運転に対して注意や指導を受けたことがありますか？



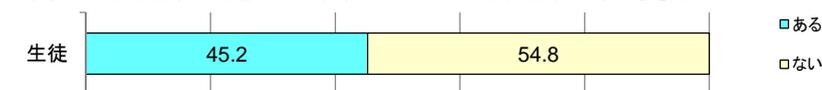
■参考 平成25年度アンケート調査の概要および属性結果

- 調査時期：平成25年12月～平成26年1月
- 回答者数：生徒1685名、先生260名、合計1945名

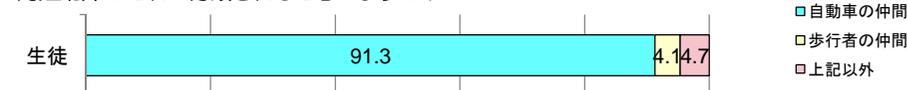
問.通学時、学校周辺で利用する交通手段について教えてください。



問.今までに自転車の交通ルールや乗り方などの安全教室や一斉指導等を受けたことがありますか？



問.自転車がどれに分類されると思いますか？





新潟都心部自転車通行ルール啓発対策調査結果



■参考 平成24年度アンケート調査用紙（生徒用）

自転車の利用・ルールに関するアンケート（生徒用）

高校生の自転車利用についての意識や自転車安全利用のための基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施します。
普段の様子を思い出し、あまり考え込まずに正直にお答えください。
普段、自転車に乗らない方も、すべての問いにお答えください。
なお、得られた回答は統計的に処理し、個人を特定するものではありません。また、この調査票に記入された内容は、目的以外に使用いたしません。

◎実施主体：国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所
◎関係機関：新潟市役所、新潟県警察

問1. あなたの通学で利用する交通手段を教えてください。（最も長い距離利用する交通手段1つに○）

- 徒歩
- 自転車
- バイク
- 電車 ⇒（電車の次に利用する交通手段を教えてください。） 1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. バス
- バス ⇒（バスの次に利用する交通手段を教えてください。） 1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク
- その他（ ）

問2. あなたはどれくらいの頻度で自転車を利用しますか？（1つに○）

- ほぼ毎日
- 週に3～4回
- 週に1～2回
- 月に数回
- 年数回
- 利用しない

問3. ご自宅から学校までの通学経路を教えてください。

⇒裏面の地図に書き込んでください。
裏面の記入例を参考にたくさんさんの情報をご記入ください。

問4. 通学経路で危険、自転車で走行しにくい、歩きにくいと思う場所とその理由を教えてください。

- 危険・走行しにくい、歩きにくい場所がある ⇒裏面の地図に書き込んでください。
裏面の記入例を参考にたくさんさんの情報をご記入ください。
- 危険・走行しにくい、歩きにくい場所はない

問5. あなたは、今までに、自転車の交通ルールや乗り方などの交通安全教室を受けたことがありますか？（1つに○）

- ある ⇒いつ頃受講しましたか？ 平成____年____月頃
- ない

問6. あなたは、過去、自転車で乗っていると、警察官や交通指導員などから、あなたの運転に対して注意や指導を受けたことがありますか？（1つに○）

- ある
- ない
- 自転車を利用しない

問7. 自転車利用者であっても自動車運転手と同じように、交通違反で罰金が科せられる場合があることを知っていますか？（1つに○）

- 知っている
- 知らない

問8. ご自宅から学校までの通学経路を教えてください。

問9. 通学経路で危険、自転車で走行しにくい、歩きにくいと思う場所とその理由を教えてください。

問8. あなたは以下の自転車利用のルールについて知っていますか？また、実際に守って自転車を利用していますか？（記入例を参考に①、②それぞれ、最も当てはまる□に印をつけてください）
あまり深く考えず、直感的に、できるだけ素早くお答えください。

自転車利用の主なルール	①ルールを知っていますか？		②ルールを守っていますか？		自転車を利用しない
	知っている	知らなかった	いつも守っている	ほとんど守っていない	
1 自転車は車道通行が原則であり、歩道通行は例外である。	<input type="checkbox"/>				
2 車道は左側を通行しなければならない。	<input type="checkbox"/>				
3 歩道を通行する場合は、『歩道通行が許可措置等がある場合』、『自転車が13歳未満の子ど、70歳以上の方、体の不自由な方である場合』だけが適当な状況からみて変わる場合』だけが適当。	<input type="checkbox"/>				
4 歩道を通行する際は歩行者優先で、車道寄りを通行しなければならない。歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければならない。	<input type="checkbox"/>				
5 二人乗りをすることはならない。（16歳以上の乗客が6歳未満の幼児又は幼児用座席に乗る場合を除く。）	<input type="checkbox"/>				
6 信号で横に横断して通行しなければならない。（「歩道許可」の交通規制措置がある場合を除く。）	<input type="checkbox"/>				
7 夜間はライトを点灯して通行しなければならない。	<input type="checkbox"/>				
8 一時停止の標識のあるところでは一時停止をしなければならない。	<input type="checkbox"/>				
9 携帯電話を使用したり、音楽を流したりすること等による行状での運転は、不安定になるのではならない。	<input type="checkbox"/>				
10 両耳にヘッドホン（イヤホン）をして、音楽などを聴きながら運転してはならない。	<input type="checkbox"/>				

問9. 前問のそれぞれのルールで1つでも「あまり守っていない」「ほとんど守っていない」を選択した方におきます。ルールを守れない理由は何ですか？（当てはまるもの全てに○）

- 自転車が通る場所がないから
- 他の人もルールを守っていないから
- 自転車が自動車等と比べてルール違反をしやすいため
- ルールを守らなくても取締りを受けることはないから
- ルールを知らなかったから
- その他（ ）

問10. 今後、自転車ルールを守ってもらうために最も優先すべき対策は何だと思いますか？（1つに○）

- 自転車だけが通る車線等の確保
- ルールに関する広報啓発活動の強化
- 学校や地域における交通安全教育活動の強化
- ルール違反に対する取締りの強化
- その他（ ）

以上で質問は終わります。記入漏れがないかどうかもう一度お確かめください。
ご協力ありがとうございました。ご意見・ご感想などがありましたら、以下にご自由にお書きください。

■参考 平成24年度アンケート調査用紙（先生用）

自転車の利用・ルールに関するアンケート（先生用）

自転車は「手軽」、「利便性が高い」、「環境にやさしい」、「健康増進にも有効」など、日常生活には欠かすことのできない大切な交通手段で、今後も利用者が増えることが予想されています。
新潟市での自転車事故は減少傾向にあります。交通安全事故に占める自転車事故の割合は、約14%を占めています。また、自転車で自分勝手な歩道を走行することで歩行者との事故の発生を、各地での急な飛び出しにより重篤な事故の発生が懸念されています。
このように、今後の自転車安全利用のための基礎資料を得ることを目的として、先生の皆様へのアンケートのご協力をお願いしております。
なお、得られた回答は統計的に処理し、個人を特定するものではありません。また、この調査票に記入された内容は、目的以外に使用いたしません。

◎実施主体：国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所
◎関係機関：新潟市役所、新潟県警察

（参考）自転車事故の発生状況（良好な自転車交通秩序の確保のための総合計画（平成25年度）新潟県警より作成）



問1. 学校の周辺などで、自転車の運行に関して危険と思う場所とその理由を教えてください。

- 危険だと思う場所がある ⇒裏面の地図に書き込んでください。
裏面の記入例を参考にたくさんさんの情報をご記入ください。
- 危険だと思う場所はない

問2. 今後、自転車ルールを守ってもらうために最も優先すべき対策は何だと思いますか？（1つに○）

- 自転車通るの自転車通行環境整備の推進
- ルールに関する広報啓発活動の強化
- 学校や地域における交通安全教育活動の強化
- ルール違反に対する取締りの強化
- その他（ ）

問3. 文面各地でもさまざまな自転車の交通ルールに関する取り組みが実施されています。どういった取り組みが重要だと思いますか？（重要だとと思われるものすべてに○）

- 高校生の自転車運転免許制度
（事例：浦和学院高等学校）
高校生に多様なタイプの交通安全教育を実施し、受講者に高校生自転車運転免許を交付し、教員が交通安全指導者として、交通法規、事故反省を促す場合、違反項目に点数を付し、累積点数により個別指導を実施するとともに、累積点数によっては自転車通学を禁止する。
- 高校生と連携した広報啓発活動
（事例：広島県）
地区に所轄する警察が関係で、自転車等の禁止通行する第一ローンを発見し、若くは高校生が関係する第一ローンを発見した場合は、高校生を指導し、違反項目に点数を付し、累積点数により個別指導を実施する。また、累積点数によっては自転車通学を禁止する。
- レインウェアプロジェクト
（事例：茅ヶ崎市）
茅ヶ崎市において、中学生の自転車乗車し運転をなくすため、茅ヶ崎・栗川地区の県立高校内の教員の取組として、中学生が着用したくなるようなレインウェアを開発し、市内の制鞋店等に販売している。このほか、傘と自転車に併用する傘・コンフォール傘を開発し、販売し、雨天自転車ルールを守るというコンセプトで、傘と自転車の禁止を推進している。
- 高校生自転車交通安全リーダークラス
（事例：高知県）
学校の教育の中で体系的な交通安全教育を実施することを目的に高知県教育委員会と共同で交通安全リーダークラスを創設し、交通安全教育を実施している。同研修修了者を中心とした交通安全リーダークラスとして認定されている。
- 自転車交通安全教育プログラム
（事例：京都府警察）
学校教育の中で体系的な交通安全教育を実施することを目的に京都府教育委員会と共同で交通安全リーダークラスを創設し、交通安全教育を実施している。
- 交通安全教室（スクール・ストリート方式）
（事例：福岡県警察）
福岡県警察が主催する交通安全教室。福岡交通安全協会の協賛により、スクール・ストリート方式の交通安全利用講習会を開催。福岡県内でも実施されている。
- 通学時間帯における街頭指導活動
（事例：沖縄県警察）
自転車を利用する通学者等が増え、時間帯によって街頭指導を実施する自転車利用者に対しては指導票の交付等を実施。実施場所でも実施されている。
- 一時停止標識に「自転車も止まる」交付
（事例：香川県警察）
香川県では、通学時間帯に発生した場所や自転車通学の生徒が多い中学校・高校周辺と高松市中心部に「自転車も止まる」の標識を設置。一時停止標識がある交差点は、車だけでなく自転車も止まる必要がある。しかし周辺で事故につながるケースが目立つことから、自転車利用者の意識を高める。
- 自転車走行空間の整備
（事例：新潟県）
新潟県では、「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、自転車利用が多くなる路線、自転車が多く利用される路線を「ネットワーク路線」として位置づけ、路線ととも歩道や交差点、交通規制の状況とを総合的に検討し、有効と考えられる整備手法で自転車通行空間の整備を行っている。
（ご自由にお書きください。）
- その他

以上で質問は終わります。ご協力ありがとうございました。

